

ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度 実施要綱

第1 目的

この要綱は、事業者が実施する新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）予防対策について、県がその安全性を認証する制度を設けることにより、県民及び県外の人々に安心と信頼を提供し、もって感染症に対して強靱な社会・経済の形成に資することを目的とする。

第2 対象

認証制度の対象となる施設は、飲食業に属する事業者（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項に規定する許可を受けた者をいい、暴力団員であるもの又は法人であってその役員のうちに暴力団員である者がいるものを除く。以下「対象事業者」という。）が営む日本標準産業分類「中分類76-飲食店」に分類される県内の事業用施設で専ら集客を目的とするもののうち、次に掲げるものを除く施設（以下「対象施設」という。）とする。

- (1) 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号（飲食店営業）又は第2号（喫茶店営業）に規定する営業を行う施設のうち、その店舗内で飲食することを主たる目的としない施設
- (2) 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第3号から第34号に規定する営業を行う施設
- (3) 前二号に掲げるもののほか、知事が特に除外すべきものと認める施設

第3 基準

知事は、対象事業者が対象施設において取り組むべき感染症予防対策に係る基準（以下「認証基準」という。）を定めるものとする。

第4 申請

認証を受けようとする対象事業者は、対象施設ごとに、当該対象施設において自らが実施すべき感染症予防対策を認証基準に沿って確認し、書面により又は電子情報処理組織を使用する方法により、知事に申請するものとする。

第5 認証等

前条の規定により認証の申請があったときは、知事は、提出された書類を確認するとともに、現地確認を行うこと等により、申請の内容を審査するものとする。

- 2 知事は、前項の審査により申請が認証基準に適合していると認めたときは、当該申請に係る対象施設についてその旨を認証するものとする。
- 3 知事は、前項の規定により認証したときは、当該認証に係る対象事業者（以下「認証事業者」という。）に対し、認証した旨を通知するとともに、認証した旨を表象する認証書及び認証マークを交付するものとする。
- 4 知事は、第1項の審査により申請が認証基準に適合していないと認めたときは、当該申請に係る対象事業者に対し、認証しない旨を通知するものとする。この場合において、知事は、認証基準に適合していない事項を摘示する等、認証しないこととした理由を示すものとする。
- 5 知事は、第1項及び第3項の事務について、委託を受けた者に実施させることができる。

第6 認証マークの利用等

認証事業者は、認証に係る対象施設（以下「認証施設」という。）において認証マークを利用（当該認証施設の利用者の見やすい場所に認証マークを掲げることをいう。以下同じ。）するとともに、認証施設に係る広告物等において「ふじのくに安全・安心認証（飲食店）」の名称を使用することができるものとする。

- 2 認証事業者は、その責めに帰することができない事由により認証書又は認証マークを汚損し、又は亡失したときは、書面によりの再交付を求めることができる。

第7 有効期限

認証の有効期間は、認証を受けた日から令和5年3月31日までとする。

第8 変更の報告

認証事業者は、認証施設の名称、認証に係る感染症予防対策の内容その他認証に係る事項に変更が生じたときは、遅滞なく、書面により又は電子情報処理組織を使用する方法により、知事に報告するものとする。

第9 認証の更新

認証事業者は、認証の有効期間満了後においても引き続き認証を受けようとするときは、有効期限満了日の2ヶ月前までに、知事に認証の更新を申請するものとする。

- 2 知事は、感染症の収束状況、認証事業者の感染症予防対策の実施状況等を勘案し、更新に係る手続きを定める。

第 10 調査等

知事は、必要があると認めるときは、その職員等をして、認証施設を調査し、認証に係る感染症予防対策の実施状況を点検させることができるものとする。

第 11 認証事業者の責務

認証事業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 認証に係る感染症予防対策を誠実に実施し、及び認証施設の従業員に実施を徹底させること。
- (2) 認証書及び認証マークの適正な使用及び管理を行うこと。
- (3) 知事等が行う認証施設に係る調査に協力すること。

第 12 認証の辞退

認証事業者は、その認証施設が認証の要件を満たさなくなると見込まれるときは、あらかじめ、書面により又は電子情報処理組織を使用する方法により、認証の辞退を知事に申し出るものとする。

- 2 前項の申出をした者は、遅滞なく、認証書及び認証マークの利用をやめ、及びこれを廃棄し、並びに「ふじのくに安全・安心認証（飲食店）」の名称の使用をやめなければならない。

第 13 認証の取消し

知事は、認証施設が認証の要件を満たさなくなったことを確認したときは、当該認証事業者に対して改善を要請し、改善されないときは認証を取り消すことができるものとする。

- 2 知事は、前項の規定により認証を取り消したときは、当該事業者に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 第 1 項の規定により認証を取り消された当該事業者は、遅滞なく、認証書及び認証マークの利用をやめ、及びこれを廃棄し、並びに「ふじのくに安全・安心認証（飲食店）」の名称の使用をやめなければならない。
- 4 知事は、認証施設が廃業又は廃止したことを確認したときは、認証事業者からの申し出がない場合であっても、認証を取り消すことができるものとする。

第 14 認証の効力の一時停止

認証施設において感染症の患者が 5 人以上発生したとき（以下「クラスター発生時」という。）は、知事は、当該認証施設における認証の効力を一時停止し、その旨を当該事業者に通知するものとする。この場合においては、認証事業者は、直ちに、認証書及び認証マークの利用をやめ、及びこれを廃棄し、並

びに「ふじのくに安全・安心認証（飲食店）」の名称の使用をやめなければならない。

第 15 不遵守の場合の取消し

クラスター発生時において、その原因が認証に係る感染症予防対策の実施を怠ったこと又は事業者若しくはその従業員の故意若しくは過失によるものであることが明らかとなったときは、知事は、直ちにその認証を取り消し、その旨を当該事業者へ通知するものとする。

第 16 認証の効力の一時停止の解除

クラスター発生時において、その原因が前条に掲げるものでないことが明らかとなったとき、知事は、第 14 条による認証の効力の一時停止を解除し、認証書及び認証マークを再交付する。

- 2 前項の規定により認証書及び認証マークを再交付された認証事業者は、「ふじのくに安全・安心認証（飲食店）」の名称使用を再開することができるものとする。

第 17 免責

県は、対象事業者が認証を受けられなかったこと、認証事業者が認証を取り消されたこと若しくはその効力を停止されたこと又は認証施設において感染症が発生したことによって、対象事業者又は対象施設の利用者に生じる損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

第 18 その他

この要綱に定めるもののほか、認証制度の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 3 年 5 月 19 日から施行する。

（制度の終了等）

- 2 この要綱に基づく認証制度については、感染症の収束等の状況を勘案し、適切な時期に終了その他の見直しを行うものとする。